

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書			
		法第144条の13第1項第1号	法第144条の13第1項第2号又は第2項
災害損失欠損金額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	円	円
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)		
(2) の内 訳	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額	繰り戻す災害損失欠損金額
		(3)	(3)
	平 平	円	円
	①		
	②		
平 平			

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人が法人税法第144条の13（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第144条の4第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③(平成29年4月1日前終了事業年度分については、繰越控除の対象となる損失の額)」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。

(注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第144条の13（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。